

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4199
21年11月9日(木)
Tel・Fax 095-828-1953

飛び出し・割り込み、危険だらけ その運転で回避できますか？

おはようございます。
2022年用年賀葉書
が発売になって一週間が
経過しました。販売に関
するコンプライアンス資
料では、適正営業を前提
としない販売活動や、非
効率な営業活動は、社員
の皆さんへ不必要な負担
をかけることになるほか、
会社としても経営判断を
見誤り不利益を被る、と
記されています。

実際、長中局エリア外
のお客様の申し込みの受
付拒否はもちろん、エリ
ア内のお客様についても
住所・氏名・電話番号ま
で求めるなど不適正営業
の排除は徹底しています。
しかし架空の住所を記載
するなど不正ができない
わけではありません。こ
こからは社員の心がけ次
第です。特に昨年までエ
リア外の親族、知人など
に販売していた社員は販
売数が低下し、焦ること

があると思います。しか
し今年不正をしてしま
うとこれからはずつと不正
をしなければなりません。
適正営業で実態を評価し
てもらう年にしましょう。



Dcat運用に 問題あり!!

10月21日、九州支
社管内で郵便局社員が配
達中に倒れている所を発
見・救急搬送され、その
後死亡するという痛まし
い事故が発生しました。
関係者の皆様に心より
お悔やみ申し上げます。

この事故については周
知文書が出されたので社
員の皆さんも知っている
と思いますが、配達中、
同僚が事故で死亡する
という重大な事案です。
今回の事案では現時点
で発生原因は不明となっ
ていますが、赤バイクや
軽四輪で配達することが
主業務の集配社員にとっ
ては事故の危険性とは隣
り合わせの日常であり他
人事ではありません。今
回の事故も教訓として生

かし、交通事故を起こさ
ない事はもとより、巻き
込まれない防衛運転にも
努めましょう。

この事故の概要周知文
書には、本事案は、Dc
atを適正に運用してい
たため、速やかな確認に
より、早期の事故発生に
至りました、とあります。
ここで疑問がわきました。
確かにDcat端末の

「長時間アラート」メー
ルを受信したから連絡し、
当該社員と連絡がつか
なかったから発覚したもの
だと思えます。
ところでこの長時間停

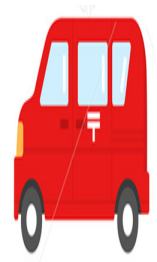
10月21日の事故概要

当該社員のDcat端末の「長時間停止アラート」メールが受信されたため、管理者が当該社員に連絡。受話しなかったため、近隣を配達中の同部課長代理に確認を指示。

約20分後、配達先付近の高低差のある竹やぶに自動二輪車と共に、転落・転倒し倒れている当該社員を発見し、救急車を手配。

社員はドクターヘリで救急搬送されたが、搬送先で死亡が確認された。

止のアラートメールは何
分停止していたらメール
発信されるのでしょうか。
確か熱中症対策として、
60分の長時間停止でア
ラートメール発信となる
とありました。この基準
だと今回も事故発生から
60分後にメールが発信
され確認作業に入ったと
思われます。



一方職場では、15分
の長時間停車で停止して
いた内容の報告を求めら
れます。60分経たない
と「心配しての」連絡は
しないが、何をしていま
か報告は求めるといふ今
の運用基準では、社員の
安全より社員を監視・管
理してやりたいというだけ
に思えます。社員の安全
を第一に考えるなら、1
5分停止でアラートが出
た時点でメールが発信さ
れるようにするべきでは
ないでしょうか。

今回の事故、もし60
分経ってからの捜索では
なく、15分後の捜索開
始だったら助かっていた
可能性もあったのではと

思うと「社員の安全を
図るといふ」Dcat運用
は改善の余地があるので
はと思えます。

さて長中局でも交通事
故が続きました。どれも
社員側の過失は少ないと
の事でしたが、右直事故
に巻き込まれたバイク乗
車中の社員は骨折を負い、
一歩間違えば大惨事とな
る事故でもありました。

事故防止のために開催
された事故事例研究会で、
本社ドラレコを活用した
社員指導、「優先意識」を
無くすため、ロープレ・
SKYTなどで情報の共
有化を図ると決まったと
聞きました。

本社ドラレコでは毎日
運転点数が計測され、危
険挙動運転時には映像も
送られてきます。点数が
低い社員は急加速・急減
速が多いとも聞きます。
運転が荒い社員には改善
するよう指導が必要でし
ょう。しかし時間に追わ
れ急がなければならぬ
ことも多いのです。急が
なければならぬ実態を
放置したままでは事故撲
滅は難しいです。皆で実
態を検証することも必要
だと思えます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。
めげず、均等待遇を。なげない差別。ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！